

## 7 農業の担い手の減少や労働力不足への対応強化について

農業の担い手の減少・高齢化が進む中、農業の持続的発展と農村の振興を図るために、農業の競争力を強化することが必要であり、地域農業の担い手の生産性向上や経営規模の拡大が求められている。

このような中、省力化や高品質生産を実現するため、ロボット技術やICT等を活用したスマート農業が注目されており、最新技術の導入を進めているが、大規模な農家を前提としたものや多機能なものが多いことから導入コストが高く、早期の普及を図るためには、農業者のニーズを踏まえた低価格な機械の開発が必要である。

また、各産地において、農繁期の労働力確保が大きな課題となっている中、本年6月の「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」の成立により、適切な管理の下、技能等を有する農業分野の専門外国人材の就労を可能とする、規制改革メニューが追加されたところであり、この「農業外国人の就労解禁」の特例措置は全国的に活用のニーズが高い。

さらに、本年11月に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が施行される予定であり、優良な監理団体及び実習先に限り実習期間が現行の最大3年間から5年間に延長となるなどの制度改正が行われることとなる。

しかしながら、実習生は単一経営体で技術習得することとなっており、複数経営体で短期間の実習ができるよう制度を見直すことで、様々な技術の習得が可能となり、より多くの外国人技能実習生の受け入れが見込まれる。

こうした状況から、農業の担い手の減少や労働力不足への対応を強化し、農業の持続的発展に向けて、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 農業の担い手の減少や労働力不足への対応として、機械化やロボット技術の早期普及を図るため、農業者のニーズを踏まえた低価格な農業機械の開発を促進すること。
- 2 国家戦略特区の規制改革メニューに認められた「農業外国人の就労解禁」の特例措置の活用が一層図られるよう、区域の追加指定を行うとともに、併せて全国展開の早期実現を図ること。
- 3 様々な技術の習得が可能となる複数の経営体での技能実習ができるよう、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」に係る制度の運用を拡充すること。